

スルニ至リタルカ狀況左記ノ道ニ有之

記

一、経過

(1) 労働者側

A 二月二十七日午前九時組合員齋藤初太郎外二名ヲ  
代表トシ工場主ニ會見別記(一)ノ如キ要求書ヲ提出  
シタルニ工場主ハ「武田ノ復職ハ絶対認めス解雇  
手當トシテ四十圓ヲ支給スルレ旨ヲ言明シタルヲ  
以テ代表者ハ一應相談ノ上更ニ會見スル旨ヲ言明  
辞去セリ

B 組合ニテハ南葛飾郡木田町大字上木下川一ニ三所

在空家ヲ借入レ爭議團本部ヲ設置セリ

C 三月一日、二日別記(二)(三)ノ如キビラヲ作成工場附近  
及家其他ニ頒布セリ

D 組合側ニテハ後述ノ如ク工場主ノ態度硬化シタル  
為組合幹部ヲシテ爭議ニ當ラシメ罷業職工ハ組合  
幹部ニ代ツテ幹部ノ勤務セル工場ニ勤務セリ

(2) 事業主側

本爭議ノ為向屋ヨリ注文ヲ受ケタル染色加工品カ期  
日ニ出来セサル為永續セル取引ヲ拒絶セラル、ニ至  
リシヲ以テ態度強硬トナリ労働者側カ讓歩スル迄ハ  
工場内ノ整理ニ從事スル意嚮ナリ